

## 告 示

### 埼玉県告示第二十七号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の六第一項の規定により、貸金業者の登録を取り消したので、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 商号又は名称

三友

二 氏名

宮 崎 和 宏

三 主たる営業所等の所在地

埼玉県川越市野田町二丁目十八番地三十一宮崎ビル二階

四 登録番号

埼玉県知事（七）第〇三〇一五号

五 登録年月日

平成二十七年六月九日

六 登録の取消し年月日

平成二十八年十二月二十八日